規　則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長　髙　木　康　夫

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立大宮北特別支援学校」を「、埼玉県立大宮北特別支援学校及び埼玉県立岩槻特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地」を「埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地」に改める。

二　埼玉県立岩槻特別支援学校伊奈分校　北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地

別表埼玉県立岩槻特別支援学校の項中

「小学部	六年		学校教学齢児にかか玉県立ーに入通院し神疾患のため療センいる者
中学部	三年		学校教学齢生にかか玉県立ーに入通院し神疾患

のため		
療セン		
いる者		

「

小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し又は通院している者
中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し又は通院している者
伊奈分校	小学部	六年	学校教育法に規定する学齢児童で精神疾患等にかかり療養のため埼玉県立精神医療センターに入院している者
	中学部	三年	学校教育法に規定する学齢生徒で精神疾患等にかかり療養のため埼玉県立精神医療センターに入院している者

」

を

「

育法に規定する童で慢性疾患等り療養のため埼小児医療センタ院し、若しくはている者又は精等にかかり療養埼玉県立精神医ターに入院して	育法に規定する徒で慢性疾患等り療養のため埼小児医療センタ院し、若しくはている者又は精等にかかり療養埼玉県立精神医ターに入院して

」

に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。